

## ○島田市狭あい道路拡幅整備に関する要綱

令和3年3月26日

告示第53号

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の狭あい道路の拡幅整備に関し必要な事項を定め、良好な生活環境の確保及び災害に強い市街地の形成を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 狭あい道路 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項に規定する道（道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号に規定する市町村道であるものに限る。）

イ アに掲げる道に準ずる道路として市長が認めるもの（市長が特に拡幅整備が必要であると認めるものに限る。）

(2) 後退用地 狭あい道路に接する土地の一部で、当該土地と道路との境界線と、法第42条第2項の規定により道路の境界線とみなされる線（以下「道路の後退線」という。）の間にある土地をいう。

(3) 隅切り用地 狭あい道路に接する土地の一部で、道路の後退線が他の道路（当該道路が狭あい道路である場合は、当該道路の後退線）と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）において、角地の隅角を挟む辺の長さ2メートル（隅角が60度未満の場合は、底辺が3メートル）の二等辺三角形の部分をいう。

(4) 建築物 フェンス、塀、門、擁壁、地下埋設設備等をいう。

(5) 建築物等 建築物及び立木、生け垣等をいう。

(6) 土地所有者 後退用地及び隅切り用地（以下これらを「道路拡幅用地」という。）の所有者をいう。

(7) 建築主 狭あい道路に接する敷地（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する敷地をいう。以下同じ。）に建築物を建築しようとする者又は狭あい道路に接する敷地に存する建築物等の所有者をいう。

(8) 狭あい道路の拡幅整備 道路拡幅用地を通行上及び避難上支障のない道路形態に整備することをいう。

### (適用範囲)

第3条 この要綱の規定は、地域地区（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項各号に掲げる地域、地区又は街区をいう。以下この条において同じ。）内において、市が国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第5項に規定する地籍調査を行った土地（地域地区外の土地であって、市長が特に拡幅整備が必要であると認めるものを含む。）のうち、狭あい道路に接する敷地に適用する。

### (適用除外区域)

第4条 この要綱の規定は、次の各号のいずれかに該当する区域には適用しない。

- (1) 都市計画法第29条の規定に基づく開発行為の許可を受けた開発区域で、同法第36条第3項の規定による公告がされていないもの
- (2) 都市計画事業（都市計画法第4条第15項に規定する都市計画事業をいう。）の施行区域
- (3) 都市計画法第12条第3項の規定により、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）による土地区画整理事業について都市計画に定められた施行区域
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める区域  
（土地所有者等の責務）

第5条 土地所有者及び建築主は、狭あい道路の拡幅整備の必要性を理解し、その実施に努めるものとする。

（道路拡幅用地の寄附）

第6条 狭あい道路の拡幅整備をし、その道路拡幅用地を市に寄附しようとする土地所有者は、道路拡幅計画申出書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図（法務局備付けの公図に限る。）の写し
- (3) 登記簿謄本
- (4) 実測図（実測図がある場合に限る。）

2 市長は、前項の規定による申出書の提出があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、道路拡幅計画申出同意書（様式第2号）により当該申出書を提出した者に通知するとともに、当該申出書を提出した者と協議して官民境界線及び道路中心線を決定するものとする。

3 土地所有者は、前項の規定による官民境界線等の決定があったときは、当該道路拡幅用地の寄附を市長に申し込まなければならない。この場合において、当該道路拡幅用地に抵当権、質権、賃借権等が設定されている場合にはこれらを消滅させ、相続が発生している場合には相続登記を完了していなければならない。

4 前項に規定する寄附の申込みに係る手続については、島田市道路用地寄附の受入れに関する事務取扱要綱（平成17年島田市告示第116号）の例による。

（助成金及び奨励金）

第7条 市長は、道路拡幅用地内の建築物等の撤去又は移設の工事を行う建築主に対し、当該撤去等に要する費用について助成金を交付するものとする。

2 市長は、拡幅整備をした隅切り用地を市に寄附する土地所有者に対し、奨励金を交付するものとする。

3 第1項に規定する助成金及び前項に規定する奨励金（以下「助成金等」という。）の交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（助成対象経費等）

第8条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）及び助成金の額は、別表のとおりとする。この場合において、当該撤去等に要する費用について国、県

等の助成金等の交付を受けるときは、別表の規定により算定した額から当該助成金等の額を控除した額を助成金の額とする。

2 奨励金の額は、隅切り用地の属する土地の固定資産税評価額を当該固定資産税評価地積で除した額に当該隅切り用地の面積を乗じ、その額に7分の10を乗じて得た額とする。この場合において、当該隅切り用地について国、県等の奨励金等の交付を受けるときは、当該額から当該奨励金等の額を控除した額を奨励金の額とする。

3 前2項の規定により算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付の申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、建築物等撤去等助成金交付申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、市長が提出を要しないと認める書類は、省略することができる。

(1) 案内図

(2) 現況写真

(助成金の交付の条件)

第10条 助成金の交付を決定する場合において規則第5条第1項第1号の市長が別に定める要件は、交付の決定を受けた申請内容の変更(市長が別に定める軽微な変更を除く。)をしようとするものとする。

2 助成金の交付を決定する場合において規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 当該道路拡幅用地が市に寄附されること。

(2) 当該道路拡幅用地内又はその接する狭あい道路の道路拡幅用地側に電力柱、電信電話柱、公共ます等があるときは、これらを道路拡幅用地外の敷地内に移設すること。

(助成金の交付決定の通知)

第11条 市長は、助成金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する助成金交付決定通知書により、助成金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(助成金の変更の承認)

第12条 助成金の交付の決定を受けた者が第10条第1項に規定する変更をしようとするときは、規則第13条第5号に規定する助成金交付変更承認申請書に変更の内容が確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する助成金交付変更承認申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する助成金交付変更承認書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(助成金の実績報告)

第13条 助成金の交付の決定を受けた者は、建築物等の撤去等の工事が完了した日から起算して30日を経過した日又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、建築物等撤去等助成金実績報告書(様式第4号)に当該工事の完了が確認できる写真を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付確定の通知)

第14条 市長は、第11条に規定する助成金の交付の決定に係る道路拡幅用地について、第18条の規定により所有権移転登記が完了したときは、助成金の額を確定し、規則第13条第8号に規定する助成金交付確定通知書により、助成金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

(奨励金の交付申請及び実績報告)

第15条 奨励金の交付を受けようとする者は、当該隅切り用地の寄附受入れが承認された日から起算して30日を経過した日までに、隅切り用地寄附奨励金交付申請書兼実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定及び交付確定の通知)

第16条 市長は、奨励金の交付を決定し、及び確定したときは、隅切り用地寄附奨励金交付決定通知書兼交付確定通知書(様式第6号)により、奨励金の交付を申請し、及び実績を報告した者に通知するものとする。

(助成金等の請求)

第17条 助成金等の交付の確定を受けた者が助成金等を請求しようとするときは、助成金については第14条に規定する助成金交付確定通知書を、奨励金については前条に規定する奨励金交付決定通知書兼交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(分筆等の登記)

第18条 市長は、寄附受入れを承認した道路拡幅用地について、分筆及び所有権移転並びに地目変更の登記を行うものとする。

(道路拡幅用地の整備等)

第19条 市長は、前条の規定により所有権移転登記が完了した道路拡幅用地について、必要に応じて舗装等の整備をするものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

		助成対象経費	助成額
区分		内容	
フェンス、塀 (ブロック塀等を 除く。)、 門等	撤去費	道路拡幅用地内にあるフェンス、 塀、門等の撤去に要する経費	2,230円/m(基礎 部分を含む場合) 1,390円/m(基礎 なしの場合)
	新設費	道路拡幅用地内にあるフェンス、 塀、門等の代替として、道路の後退 後の敷地内に新たに安全なものを設	12,450円/m(基礎 部分を含む場合) 9,150円/m(基礎

		置するのに要する経費	なしの場合)
ブロック塀等（法第44条第1項に適合しないものを除く。）	撤去費	道路拡幅用地内にあるブロック塀等の撤去に要する経費	7,250円／m（基礎部分を含む場合） 1,790円／m（基礎なしの場合）
	新設費	道路拡幅用地内にあるブロック塀等の代替として、道路の後退後の敷地内に新たに安全な塀を設置するのに要する経費	22,880円／m（基礎部分を含む場合） 8,180円／m（基礎なしの場合）
擁壁（法第44条第1項に適合しないものを除く。）	撤去費	道路拡幅用地内にある擁壁の撤去に要する経費	14,375円／m（擁壁の高さ（道路面からの平均の高さをいう。以下同じ。）が0.5m以上1.5m未満の場合） 20,983円／m（擁壁の高さが1.5m以上の場合）
	新設費	道路拡幅用地内にある擁壁の代替として、道路の後退後の敷地内に新たに擁壁を設置するのに要する経費	38,500円／m（擁壁の高さが0.5m以上1.5m未満の場合） 56,200円／m（擁壁の高さが1.5m以上の場合）
地下埋設設備	移設費	道路拡幅用地内にある量水器等（給水管を含む。）を道路の後退後の敷地内に移設するのに要する経費	56,300円／か所
		道路拡幅用地内にある給水管を道路の後退後の敷地内に移設するのに要する経費	1,930円／m
		道路拡幅用地内にある排水管を道路の後退後の敷地内に移設するのに要する経費	3,800円／m
		道路拡幅用地内にあるガス管を道路の後退後の敷地内に移設するのに要する経費	3,370円／m
		道路拡幅用地内にある雨水ます等を道路の後退後の敷地内に移設するのに要する経費	4,500円／か所

立木	撤去費	道路拡幅用地内にある立木の撤去に要する経費	低木 926円／本 中木 2,407円／本 高木 8,142円／本
生け垣	撤去費	道路拡幅用地内にある生け垣の撤去に要する経費	1,070円／m
その他		市長が別に定める経費	市長が別に定める額

備考

- 1 助成金の合計額は、道路拡幅用地が狭あい道路に接する部分の長さに1メートル当たり5万円を乗じて得た額を限度とする。
- 2 ブロック塀等とは、ブロック塀、石塀、レンガ塀その他これらに類する塀をいう。
- 3 擁壁とは、土圧を受けるコンクリート造等（コンクリートブロック造を除く。）の構造物をいう。
- 4 立木については、地面からの高さ1.2メートルの位置で測った幹周が25センチメートル未満のものを低木とし、25センチメートル以上50センチメートル未満のものを中木とし、50センチメートル以上のものを高木とする。

様式第1号（第6条関係）

（表）  
道路拡幅計画申出書

年 月 日

島田市長

住所 } 法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地  
申出者氏名 } 法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名  
電話番号

狭あい道路の拡幅整備をしたいので、島田市狭あい道路拡幅整備に関する要綱第6条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申し出ます。

道路拡幅用地の所在及び地番	島田市		
道路拡幅用地の面積等	幅約 m	延長約 m	面積約 m <sup>2</sup>
隅切り用地の寄附の予定	有 ・ 無		
抵当権、質権、賃借権等の有無	有 ・ 無		
建築物等の種類			
フェンス、塀、門等	有・無	m	
擁壁	有・無	高さ m	延長 m
地下埋設設備	量水器等	有・無	か所
	給水管	有・無	m
	排水管	有・無	m
	ガス管	有・無	m
	雨水ます等	有・無	か所
立木	有・無	低木 本 高木 本	中木 本
生け垣	有・無	m	
その他（ ）			
添付書類	1 案内図	2 公図（法務局備付けの公図に限る。）の写し	
	3 登記簿謄本	4 実測図（実測図がある場合に限る。）	

(裏)

現況配置図

現況配置図に明記する事項

- 1 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地に接する道路、水路等の位置及び幅
- 2 道路拡幅用地の位置及び幅
- 3 道路拡幅用地内における建築物等の位置及び種類

道路拡幅計画申出同意書

第 年 月 日 号

様

島田市長



年 月 日付けで申出のあった狭あい道路の拡幅計画については、  
審査の結果、適当と認められるので、次のとおり同意します。

1 同意番号

第 号  
年 月 日

2 同意内容等

申出者の住所及び氏名	住所 氏名
道路拡幅用地の所在及び地番	島田市
路線名	市道 線
隅切り用地の寄附の予定	有 ・ 無
道路拡幅用地の面積等	幅約 m 延長約 m 面積約 m <sup>2</sup>
道路境界表示杭の支給の有無	有（ 本） ・ 無
同意の条件	
指示事項	

建築物等撤去等助成金交付申請書

年 月 日

島田市長

住所 〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地〕  
 申請者氏名 〔法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名〕  
 電話番号

建築物等の撤去等の工事を実施したいので、建築物等撤去等助成金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

なお、年 月 日付け同意番号第 号により、当該建築物等に係る狭あい道路の拡幅計画については、同意が得られています。

1 交付申請額 円

2 助成に係る明細

フェンス、塀（ブロック塀等を除く。）、門等	撤去	m
	新設	m
ブロック塀等	撤去	m
	新設	m
擁壁	撤去（高さ	m 延長 m）
	新設（高さ	m 延長 m）
地下埋設設備	量水器等	か所
	給水管	m
	排水管	m
	ガス管	m
	雨水ます等	か所
立木	低木 本 中木 本 高木 本	
生け垣	m	
その他（ ）		

3 工事完了（予定）年月日 年 月 日

#### 4 添付書類

(1) 案内図

(2) 現況写真

様式第4号（第13条関係）

建築物等撤去等助成金実績報告書

年 月 日

島田市長

住所 〔法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地〕  
 報告者氏名 〔法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名〕  
 電話番号

年 月 日付け 第 号により助成金の交付の決定を受けた建築物等の撤去等の工事が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 助成に係る明細

フェンス、塀（ブロック塀等を除く。）、門等	撤去	m			
	新設	m			
ブロック塀等	撤去	m			
	新設	m			
擁壁	撤去（高さ	m	延長	m	
	新設（高さ	m	延長	m	
地下埋設設備	量水器等				か所
	給水管				m
	排水管				m
	ガス管				m
	雨水ます等				か所
立木	低木	本	中木	本	高木 本
生け垣					m
その他（ ）					

2 工事完了年月日 年 月 日

3 添付書類

建築物等の撤去等の工事の完了が確認できる写真

隅切り用地寄附奨励金交付申請書兼実績報告書

年 月 日

島田市長

住所 } 法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地  
氏名 } 法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名  
電話番号

隅切り用地寄附奨励金の交付を受けたいので、次のとおり申請し、及び実績を報告します。

1 交付申請額 円

2 寄附した隅切り用地

所在・地番	幅 (m)	延長 (m)	面積 (㎡)	備考

様式第 6 号（第16条関係）

隅切り用地寄附奨励金交付決定通知書兼交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付で申請があった隅切り用地寄附奨励金について、次のとおり決定し、及び確定します。

1 交付決定及び交付確定額 円

2 交付の条件

島田市補助金等交付規則及び島田市狭あい道路拡幅整備に関する要綱を遵守すること。